



2024年11月14日

各位

会社名 株式会社バルカー
代表者名 代表取締役社長COO 瀧澤 利治
(コード：7995、東証プライム市場)
問合せ先 IR 室長 遠藤 浩志郎
(TEL. 03-5434-7372)

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2024年9月25日付「当社執行役員および従業員による不正行為の発覚ならびに特別調査委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、外部からの通報により、当社執行役員および従業員（以下、「幹部社員ら」という）が特定の取引先と示し合わせるなどして取引先に対し代金の水増し発注を行い、捻出した資金の一部を幹部社員らが着服していたこと（以下、「本件不正行為」という）が判明し、本件不正行為に関する事実関係、本件不正行為に類似する事象の有無等を明らかにするために徹底した調査を行うため、独立社外役員を中心に構成される特別調査委員会を設置して事実関係の調査を進めてまいりました。

本日、特別調査委員会より調査報告書を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主および投資家の皆さまをはじめとする関係者の皆さまには、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書（開示版）」をご覧ください。なお、当該調査報告書においては、個人情報保護および機密情報保護等の観点から部分的な簡略化および非開示措置を行っております。

2. 業績に与える影響

特別調査委員会による調査の結果、本件不正行為による当社グループへの水増し請求合計額は257百万円となります。過年度の連結財務諸表に与える影響は限定的であることを踏まえ、過年度決算の訂正は行わず、2025年3月期の中間連結財務諸表の営業利益に71百万円増加として反映しております。

3. 役員報酬の一部自主返納

当社役員は今回の事態を厳粛に受け止め、本日開催の当社取締役会において以下のとおり役員報酬の自主的な一部返納の申し出がありました。

代表取締役会長CEO	瀧澤 利一	報酬月額の20%減額	3ヵ月
代表取締役社長COO	瀧澤 利治	報酬月額5%減額	3ヵ月
取締役副会長	本坊 吉博	報酬月額10%減額	3ヵ月

4. 今後の対応

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って再発防止策を策定し、取り組んでまいります。具体的な再発防止策につきましては、決定次第、2024年11月中を目途に改めてお知らせいたします。なお、本件不正行為に関与した幹部社員らの処分につき2024年11月14日付で執行役員については解任、従業員については懲戒解雇といたしました。

以上

2024年11月14日

株式会社バルカー 御中

調査報告書 (開示版)

株式会社バルカー 特別調査委員会

委員長 沓澤 浩也

委員 高橋 秀法

委員 戸井川岩夫

委員 谷田部麻美子

委員 高山 崇彦

目次

第1 当委員会の概要	1
1 当委員会の設置の経緯・目的	1
(1) 当委員会の設置の経緯	1
(2) 当委員会の目的	1
2 当委員会の構成	1
3 委員会の開催等	2
4 留意事項	2
第2 調査実施期間、調査対象期間及び調査方法	4
1 調査実施期間	4
2 調査対象期間	4
3 調査方法	4
(1) 関係者に対するヒアリング	4
(2) 当委員会が開示を受けた資料の閲覧及び検討	4
(3) 会計データ及び各種証憑類等の閲覧及び検討	4
(4) デジタル・フォレンジック調査	5
(5) 当社役職員及び子会社役員に対するアンケート調査	5
(6) 取引業者に対するアンケート調査	6
(7) ホットラインによる情報収集	6
第3 会社概要	7
1 VQの基本情報・沿革等	7
(1) 概要	7
(2) VQグループ等の概要図	8
(3) 業績等の推移	8
2 VQの高機能シール本部について	9
3 VQグループのコーポレート・ガバナンス体制	10
(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要	10
(2) コンプライアンス体制	13
(3) 子会社の管理状況	13
4 VQグループの発注体制	14
第4 調査結果	16
1 本件不正行為の概要	16
(1) 本件不正行為の概要	16
(2) VQ不正関与者らの経歴・動機等	16
(3) 本件不正行為に関与した取引業者の概要等	18

2	各本件不正行為の内容	21
	(1) 水増し代金の支払及びキックバック事案	21
	(2) VQグループとの取引におけるキックバック事案	31
	(3) VQグループとの取引以外に起因するキックバック事案	40
	(4) VQ不正関与者への分配方法及び分配額(キックバック額)	41
3	本件不正行為による水増し額及びキックバック額等	43
第5	連結財務諸表に与える影響	44
1	総論	44
2	本件不正行為に関する修正仕訳及び影響額	44
第6	発生原因の分析	46
1	背景事情	46
	(1) 部下の絶対的な服従をもたらす権威主義的リーダーの暴走	46
	(2) 固定的な人事、それに起因する組織風土	46
	(3) 内部通報制度の状況	47
2	発生原因	47
	(1) 高機能シール本部における内部統制の無効化	47
	(2) コンプライアンス意識の不足、欠如	48
	(3) 高機能シール本部の仕入先となる取引業者との不適切な関係構築	48
第7	再発防止策の提言	49
1	高機能シール本部における内部統制無効化への対応(発見的統制の強化)	49
2	コンプライアンス意識の強化	50
3	内部通報制度の信頼性・安全性の向上と周知	50
4	高機能シール本部の仕入先となる取引業者の管理・モニタリングの強化	51

(略語表)

正式名称／内容	略称
2024年9月25日に開催された株式会社バルカーの取締役会の決議で設置された特別調査委員会	当委員会
当委員会が実施した調査	本調査
当委員会が作成した本調査の結果等を記載した報告書	本調査報告書
株式会社バルカー	VQ
株式会社バルカーシールソリューションズ	VSS
九州バルカー株式会社	KVQ
VALQUA KOREA CO., LTD.	VKR
VQ、VSS、KVQ 及び VKR	VQ グループ
■■■■■氏 (VQ 高機能シール本部・本部長、上席専務執行役員)	W 氏
■■■■■氏 (VQ 高機能シール本部・副本部長)	X 氏
■■■■■氏 (VQ 高機能シール本部・開発部長)	Y 氏
■■■■■氏 (VQ 高機能シール本部・開発チームリーダー)	Z 氏
W 氏、X 氏、Y 氏及び Z 氏	VQ 不正関与者
■■■■■	A 社
■■■■■氏 (A 社代表取締役)	a 氏
■■■■■	B 社
■■■■■氏 (B 社代表取締役、元 VQ 社員)	b 氏
■■■■■	C 社
■■■■■	D 社
■■■■■	E 社
■■■■■	F 社
■■■■■	G 社
■■■■■	H 社
■■■■■	I 社
■■■■■	J 社

第1 当委員会の概要

1 当委員会の設置の経緯・目的

(1) 当委員会の設置の経緯

VQは、2024年8月、外部より、高機能シール本部内において、本部長以下複数の職員が取引業者との不正な取引によって利益を作出し、当該利益を分配しているとの情報提供を受けた。

上記の情報提供を受けたVQは、VQ不正関与者らに対するヒアリング等の調査を行ったところ、VQ不正関与者らが特定の取引業者と通謀し、水増し取引等により捻出した資金の一部の分配を受けていたことが判明した。

そこで、VQは、同年9月25日開催の取締役会において、「当社幹部社員らが特定の取引業者と示し合わせるなどして取引業者に対し代金の水増し発注を行い、捻出した資金の一部を幹部社員らが着服していたこと」（以下「本件不正行為」という。なお、本調査報告書においては、後記第4の1(1)に掲げる水増しを伴わないキックバック事案及びVQグループとの取引に起因しないキックバック事案に係る取引も含めて「本件不正行為」という場合がある。）に関する事実関係、本件不正行為に類似する事象の有無等を明らかにするために徹底した調査を行うため、独立社外役員を中心に構成される当委員会が設置された。

(2) 当委員会の目的

当委員会の目的は、以下のとおりである。

- ① 本件不正行為に関する事実関係の調査
- ② 本件不正行為に類似する事象の有無の調査
- ③ 本件不正行為の原因分析及び再発防止策の提言
- ④ その他当委員会が必要と認める事項

2 当委員会の構成

当委員会の構成は、次のとおりである。

委員長：沓澤 浩也（VQ独立社外取締役）

委員：高橋 秀法（VQ独立社外監査役、公認会計士）

- 委員：戸井川 岩夫（VQ 独立社外監査役、弁護士）
- 委員：谷田部麻美子（VQ 常務執行役員、最高コンプライアンス責任者）
- 委員：高山 崇彦（TMI 総合法律事務所、弁護士）

また、当委員会は、本調査の実施に当たり、以下の者に対して本調査の補助を依頼した。

TMI 総合法律事務所

山口俊（弁護士・公認会計士）、弾塚寛之（弁護士）、小林祐太（弁護士）、中村由樹（弁護士）、古市賢吾（弁護士）、永峰太郎（弁護士）、渡邊雄大（弁護士）、西田楓人（弁護士）、油下知広（弁護士）、坂田雄紀（弁護士）

株式会社 KPMG FAS

岩田知孝（弁護士・公認会計士）、泉谷夏子（公認不正検査士）、山田昴輝、宮村恵理、村上康昭、李予桐、梶谷恵梨、萩野仁温

3 委員会の開催等

当委員会の開催状況は、以下のとおりである。

	年月日	場 所
第 1 回	2024 年 9 月 25 日	VQ 会議室（オンライン併用）
第 2 回	2024 年 10 月 3 日	VQ 会議室（オンライン併用）
第 3 回	2024 年 10 月 9 日	VQ 会議室（オンライン併用）
第 4 回	2024 年 10 月 16 日	VQ 会議室（オンライン併用）
第 5 回	2024 年 10 月 21 日	VQ 会議室（オンライン併用）
第 6 回	2024 年 10 月 25 日	VQ 会議室（オンライン併用）
第 7 回	2024 年 10 月 28 日	VQ 会議室（オンライン併用）
第 8 回	2024 年 10 月 29 日	VQ 会議室（オンライン併用）
第 9 回	2024 年 11 月 5 日	VQ 会議室（オンライン併用）
第 10 回	2024 年 11 月 11 日	VQ 会議室（オンライン併用）

4 留意事項

本調査及び本調査報告書は、以下の各事項を前提とする点に留意されたい。

- ① 本調査は、後記第 2 のとおり、限られた期間の中で、当委員会が独自に収集した資

料、VQグループ又は関係者（VQ不正関与者並びにVQグループの取引業者及びその関係者をいう。以下同じ。）から入手した資料（以下「入手資料」という。）並びに関係者へのヒアリング等に基づいて分析、検討した内容のうち、本調査の目的に照らして指摘すべきであると考えられる点について記載しているものであって、入手資料から確認することができた内容の全てを網羅的に記載したものではないこと。

- ② 後記第2のとおり、入手資料は、VQグループ又は関係者から開示を受けたものであり、VQグループのメールサーバーや個人個人のメールを独自に全て収集し、精査したものではなく、限定的なものであること。
- ③ 本調査において開示された資料については、以下の各事項を前提としていること。
 - ・ 検討対象となった書類上の署名及び押印は、真正になされたものであること。
 - ・ 写しとして開示を受けた書類は、いずれも原本の正確かつ完全な写しであること。
- ④ 本調査報告書は、上記①から③までの前提において作成されたものであり、本調査外の資料及び関係者の供述等により本調査報告書と異なる事実が認められることを否定するものではなく、そのため、新たな事実関係が判明したときは、本調査報告書と異なる結論に至ることもあり得ること。
- ⑤ 本調査及び本調査報告書の作成はVQとの関係において客観的な立場でなされたものであり、当該立場の確保のために、VQその他のいかなる者も当委員会の委員及び調査補助者に対していかなる権利も取得せず、当委員会の委員及び調査補助者に対していかなる請求も起こさず、また、当委員会の委員及び調査補助者は、VQその他のいかなる者に対しても何らの義務及び責任を負わないこと。

第2 調査実施期間、調査対象期間及び調査方法

1 調査実施期間

当委員会は、当委員会が設置された2024年9月25日から同年11月13日までの間、本調査を実施した。

2 調査対象期間

当委員会は、本件不正行為の実行行為期間を考慮して、2019年4月1日から2024年9月30日を調査対象期間とした。

3 調査方法

当委員会は、以下のとおり、関係者に対するヒアリング及びVQグループ及び関係者から提供を受けた資料の分析・検討等の方法により、本調査を実施した。

(1) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、別紙第2-3(1)のとおり、2024年9月9日から同年10月23日までの間、関係者14名に対し、延べ28回のヒアリングを実施した。

(2) 当委員会が開示を受けた資料の閲覧及び検討

当委員会は、VQグループに対し、随時、分析・検討等が必要となると考えた資料（組織図、社内規程類、取締役会議事録等）の開示を依頼し、その開示を受けて内容を分析・検討した。また、当委員会は、ヒアリング時に関係者が持参し当委員会に提供した資料及びヒアリング時又はヒアリング後に当委員会から関係者に求めたことにより当委員会に関係者から提供された資料についても分析・検討した。

(3) 会計データ及び各種証憑類等の閲覧及び検討

当委員会は、本件に関連すると合理的に考えられる仕訳データ（期間：2019年4月～2024年9月）、月次試算表（期間：2019年10月～2024年9月）等の会計データ、取引データ（期間：2019年4月～2024年8月）及び各種証憑類等の関連資料の閲覧及び

検討を行った。

(4) デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、調査補助者である株式会社 KPMG FAS に指示して、VQ 不正関与者を対象に、メールアーカイブサーバー、チャット、個人用クラウドストレージ、会社貸与 PC 及び会社貸与携帯(一部、私有携帯含む。)の電子データ及びファイルサーバー上で高機能シール本部がアクセス可能なフォルダの電子データの保全を実施した。また、PC データについては、W 氏からの情報共有が多くあったであろう W 氏秘書の PC も保全を実施した。

下表の VQ 不正関与者の 2019 年 4 月から 2024 年 10 月初めまでの期間のメールデータ、チャットデータ及びそれらの添付データを対象として、重複メール等やメールマガジンを排除する一定の処理を実施した上で、キーワード検索によって絞り込んだ 24,781 件のデータをレビューし本件事案に関連するものを抽出した。

また、VQ におけるファイルサーバー及び VQ 不正関与者と W 氏秘書の PC データについて、重複排除する等一定の処理を実施した上で、キーワード検索によって絞り込んだ 25,425 件のデータをレビューし本件事案に関連するものを抽出した。

氏名	所属・役職
W 氏	高機能シール本部 本部長（上席専務執行役員）
X 氏	高機能シール本部 副本部長
Y 氏	高機能シール本部 開発部長
Z 氏	高機能シール本部 開発チームリーダー

(5) 当社役職員及び子会社役員に対するアンケート調査

当委員会は、第 1 の 1(2)の記載の①本件不正行為に関する事実関係の調査、②本件不正行為に類似する事象の有無の調査、③本件不正行為の原因分析及び再発防止策の提言に係る検討を目的とし、記名式の社内アンケートを実施した。

社内アンケート調査は 2 種類で構成されている。1 つは、VQ 及び本件取引に関与した VQ グループ会社 (VSS、KVQ、VKR) の調達業務に携わる 204 名に向けた役職員アンケートである。もう 1 つは、その他 VQ グループ会社 12 社の役員 12 名を対象にした子会社役員アンケートである。

役職員アンケートの設問内容は別紙第 2-3(5)の 1(1)に記載のとおりであり、204 名中 200 名から回答を得た。未回答者 4 名のうち、3 名は長期休暇中、1 名は退職済であり、アンケート期間中に回答不能な状況にあったため、回答可能な対象者全員から回答

が得られている。回収した回答は、調査の分析資料として活用し、必要に応じてフォローアップ調査を実施した。アンケート回答結果は別紙第 2-3(5)の 1(3)に記載のとおりである。

また、子会社役員アンケートでは、12 名全員から回答を回収した。設問内容は、別紙第 2-3(5)の 2(1)に、アンケート結果の詳細は別紙第 2-3(5)の 2(3)に記載のとおりである。

(6) 取引業者に対するアンケート調査

当委員会は、一定金額以上の取引高があった取引先（仕入先・外注先等）合計 125 社に対して、別紙第 2-3(6)の 1 の内容によるアンケートを実施し、107 社より回収した。アンケートの回答結果は、別紙第 2-3(6)の 3 に記載のとおりである。

(7) ホットラインによる情報収集

当委員会は、第 1 の 1(2)に記載の①本件不正行為に関する事実関係の調査を主たる目的として、2024 年 10 月 9 日から同年 10 月 22 日までの期間に、VQ 及び VQ グループ会社の役職員向けにホットラインを開設し、情報提供を求めた。日本語及び英語を主言語とする VQ グループ会社では、専用 Web サイトを通じて当委員会に情報提供を行う形式とし、その他の言語を主言語とする VQ グループ会社では、メールによる情報提供を行う形式とした。通報内容の概要については、別紙第 2-3(7)に記載のとおりである。

第3 会社概要

1 VQの基本情報・沿革等

(1) 概要

ア VQ及びその連結子会社から成る企業集団について

VQ及びその連結子会社から成る企業集団は、2024年3月末時点で、VQ、子会社15社及び関連会社3社で構成されており、シール製品事業・機能樹脂製品事業及びシリコンウエハーリサイクル事業他の製造・販売を主な事業としているほか、これらに附帯するサービス業務等を営んでおり、連結売上高約617億円（2024年3月期）、連結従業員数1,600人超の規模を有する企業グループである。また、本報告書提出時点におけるVQの資本金は約139億円、従業員数は607名である。

1927年1月に、自動車及び各種高速機械用ブレーキライニングの製造及び販売を目的として、大阪府中河内郡龍華町（現八尾市）にて、日本ブレーキライニング製作所の屋号で事業を開始したのがVQの前身であり、その後、1932年4月に、日本バルカー工業株式会社が設立され、株式会社として当該事業を継続した。その後、1962年9月に東京証券取引所市場第二部、1975年9月に東京証券取引所市場第一部にそれぞれ株式を上場した。

さらに、1985年8月に福岡県嘉穂郡（現飯塚市）にKVQを設立し、1993年11月には奈良県五條市に奈良工場を新設して高機能ゴム製品の製造を開始した。また、2002年10月に生産部門（奈良工場）を分社型簡易分割によりVSSを設立した。

その後、2018年10月に商号を株式会社バルカーに変更し、2022年4月には東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行した。

イ KVQについて

KVQは、1985年8月に設立されたVQの連結子会社であり、本報告書提出時点における資本金は3,000万円、従業員数は68名である。

KVQは、シール製品事業を主たる事業とし、VQから原材料を仕入れて、高機能ゴム製品、シール製品等を製造し、これをVQに納品している。

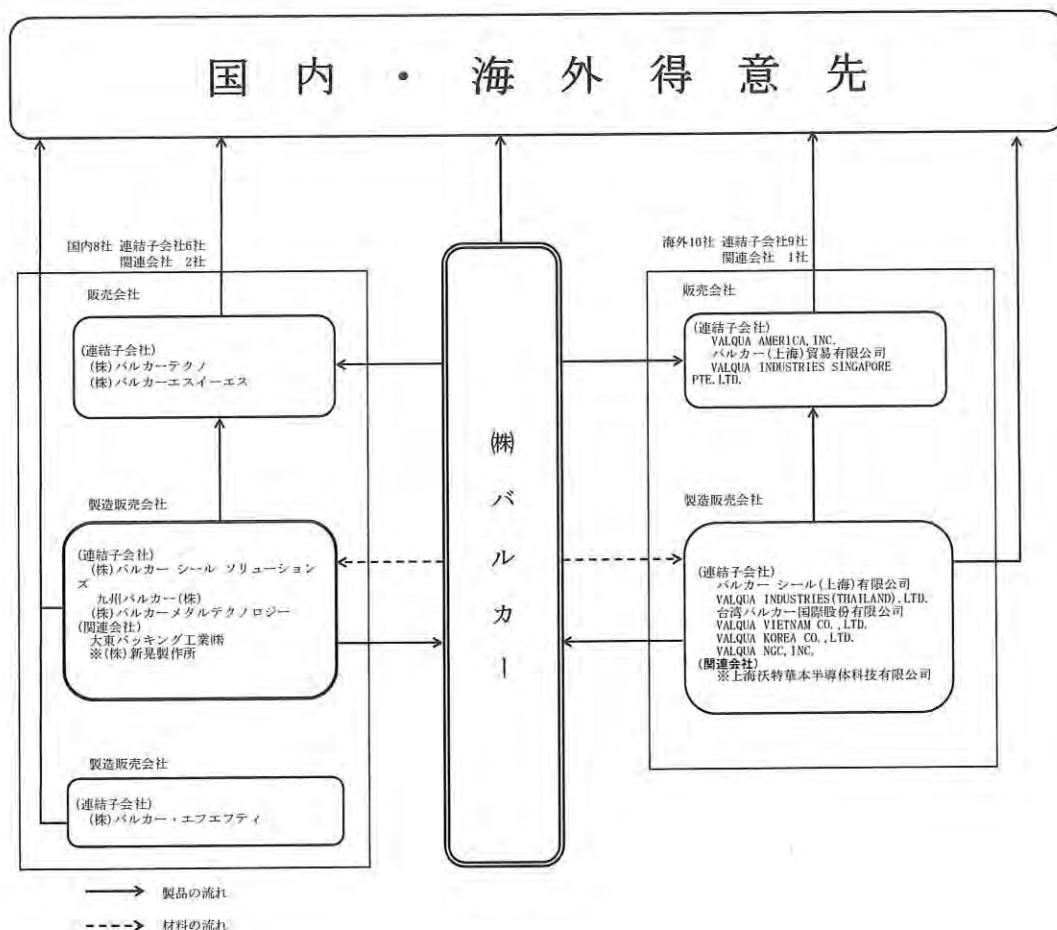
ウ VSSについて

VSSは、2002年10月にVQの生産部門（奈良工場）を分社型簡易分割する方法により設立されたVQの連結子会社であり、本報告書提出時点における資本金は9,000万円、従業員数は82名である。

VSSは、半導体製造装置向け高機能ゴム製品及び工業用高機能ゴム製品等の製造を主たる事業とし、VQから原材料を仕入れて、高機能ゴム製品、シール製品等を製造し、これをVQに納品している。

(2) VQグループ等の概要図

2024年8月1日時点におけるVQグループを含むVQ及びその連結子会社から成る企業集団の概要図は、以下のとおりである。



(3) 業績等の推移

VQの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間であり、VQ及びそ

の連結子会社から成る企業集団の2020年3月期以降の業績等の推移は以下のとおりである。

回次		第120期	第121期	第122期	第123期	第124期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高	(百万円)	48,212	44,717	53,167	62,178	61,744
経常利益	(百万円)	4,256	3,673	7,193	9,029	7,399
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,918	3,090	4,841	6,746	4,909
包括利益	(百万円)	2,267	3,965	5,994	8,322	5,854
純資産額	(百万円)	34,930	37,274	40,979	45,677	48,731
総資産額	(百万円)	48,128	52,691	60,200	68,507	74,487
1株当たり純資産額	(円)	1,893.45	2,019.94	2,246.76	2,575.01	2,742.82
1株当たり当期純利益	(円)	165.85	175.27	273.98	381.56	279.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	69.3	67.7	66.0	66.0	64.7
自己資本利益率	(%)	8.8	9.0	12.8	15.9	10.5
株価収益率	(倍)	10.55	12.16	9.71	9.03	18.36
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,121	4,586	5,227	4,402	1,758
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,799	△2,323	△3,695	△1,334	△4,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,769	△803	△1,807	△3,404	923
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	6,571	8,026	8,061	8,191	6,386
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(人)	1,876 (204)	1,800 (161)	1,772 (171)	1,682 (192)	1,670 (193)

(VQの2024年6月20日付け第124期有価証券報告書2頁より抜粋)

2 VQの高機能シール本部について

VQの高機能シール本部は、高機能シールの開発、販売等を行っている。同本部は、技術サポート部、高機能シール開発部及び営業部で構成されており、同本部の本部長がこれらの部を統括するほか、中国営業部及び台湾営業部並びにVQの子会社であるVSS、KVQ、VKR等も所管している。

3 VQグループのコーポレート・ガバナンス体制

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要

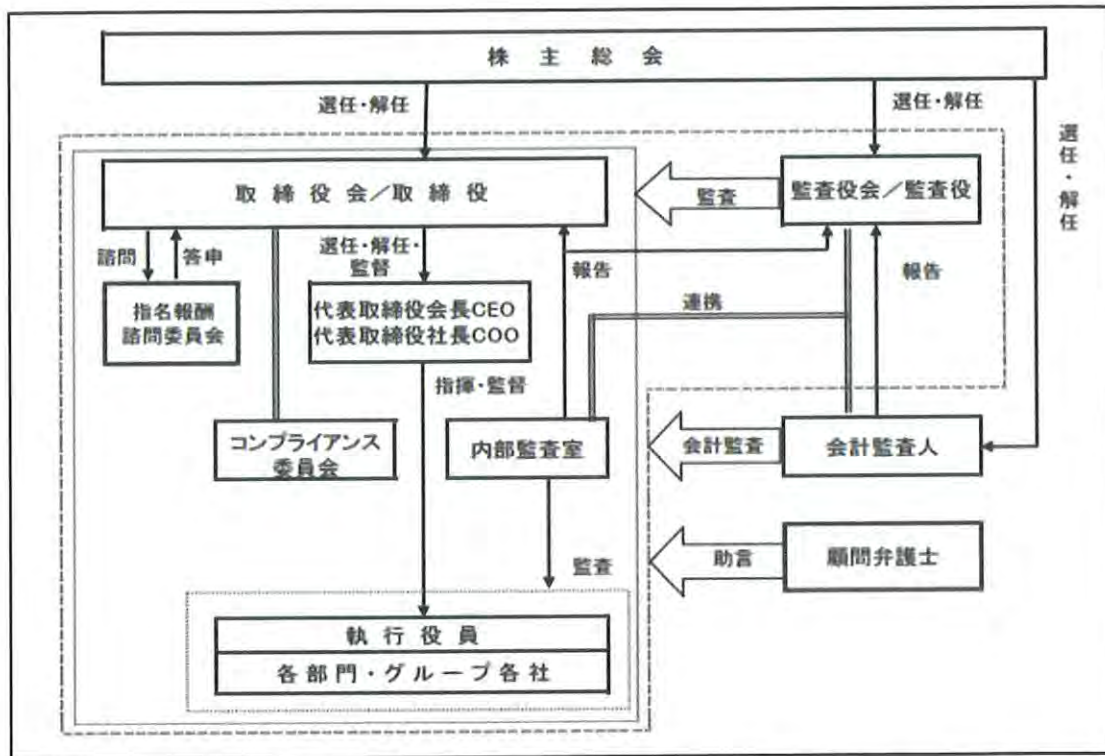
VQグループは、「THE VALQUA WAY」を企業理念として掲げ、シールエンジニアリングのパイオニアとして、企業の持続的な成長による企業価値の向上を実現するため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための経営体制を構築し、最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでいる。「THE VALQUA WAY」の内容は、以下のとおりである。

- 基本理念
 - Value & Quality (価値の創造と品質の向上)
- 4つの経営理念
 - ① 社会の発展のために
 - ② 正堂堂と
 - ③ 世界中のステークホルダーへ
 - ④ 独創的技術で
- 行動指針10項
 - ① 事業を通じた社会への貢献
 - ② 顧客感動の提供
 - ③ 人格と個性の尊重
 - ④ 株主との信頼関係の構築
 - ⑤ 地域社会との共生
 - ⑥ 安全衛生は全てに優先
 - ⑦ コンプライアンス遵守と誠実な行動
 - ⑧ 環境にやさしいモノづくり
 - ⑨ 資産の保全と有効活用
 - ⑩ チャレンジ精神にあふれた「学習と成長」への強いこだわり

VQは、監査役会設置会社であり、東京都品川区の本社に加えて、名古屋市、滋賀県彦根市、大阪市、福岡県北九州市、熊本市に営業所を有する。

また、VQは、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割を分離した機動的なグループ経営体制を確立している。同体制下では、取締役会は監督機関として位置付けられ、執行役員が、取締役会が決定した経営方針・戦略に従って業務を執行する責任を負う。

VQグループのコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、以下のとおりである。



(VQの2024年6月20日付けコーポレート・ガバナンスに関する報告書15頁より抜粋)

ア 取締役会

取締役会は、7名以内の取締役で構成することとされ、本調査報告書提出日時点で、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成されている。原則として毎月1回開催される定例の取締役会と、必要がある場合に随時開催される臨時の取締役会が存在する。取締役会では、重要な業務執行の決定、取締役及び執行役員の職務の執行の監督並びに代表取締役の選定及び解職が行われる。2024年3月期は、取締役会を計14回開催している。

イ 監査役会

監査役会は、4名以内の監査役で構成することとされ、本調査報告書提出日時点で、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役2名）の3名で構成されている。監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定し、監査の方針・職務の分担等を決定し、各監査役はこれらに従い、取締役会等の重要な会議に出席する他、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役及び執行役員の業務執行につき監査を行い、経営に対する監視・監査機能を果たしている。また、監査役会は、内部監査室及び会計監査人と積極的に意見交

換等を行うなど緊密な連携を保っている。2024年3月期は、監査役会を計16回開催している。

ウ 常務会

常務会は、代表取締役及びその他の取締役（社外取締役を除く。）で構成されており、原則として隔週で開催される定例の常務会と、必要がある場合に随時開催される臨時の常務会が存在する。常務会には、上記の構成員に加えて常勤監査役がオブザーバーとして参加するほか、執行役員も自己の判断で出席することができる。常務会では、執行役員からの議案の上程を受け、経営に関する重要な事項についての決議や、取締役会への付議の承認をしている。2024年3月期は、常務会を計20回開催している。

エ 指名報酬諮問委員会

VQは、取締役の指名・報酬等の決定に係る手続の公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を2023年12月26日より設置している。同委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役により構成され、その過半数は独立社外取締役とされている。本報告書提出日時点において、指名報酬諮問委員会は、取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されている。2024年3月期は、指名報酬諮問委員会を計2回開催している。

オ 内部監査室

内部監査室は、VQグループ全体の内部監査機能を担う部署であり、5名の担当者により構成されている。内部監査室は、被監査部署に対する資料の提出、事実等の説明その他の内部監査室が必要と判断する事項の開示、改善指摘事項の実施状況の報告や外部委託先に対する事実確認を要求することができる。また、内部監査室は、内部監査の結果について報告するなど監査役会と緊密な連携を図っている。

カ 会計監査人

2024年3月期におけるVQの会計監査人はEY新日本有限責任監査法人が就任しており、継続監査期間は44年間である。EY新日本有限責任監査法人は、2024年3月期において、金商法監査について無限定適正意見を付した監査報告書を発行している。

キ コンプライアンス委員会

VQ は、コンプライアンス体制の確立、醸成、定着を目的として、コンプライアンス委員会を設置している。コンプライアンス委員会は、常務会の構成員で構成され、後記(2)アのとおり、コンプライアンスに関する基本方針の決定等を行っている。2024年3月期は、コンプライアンス委員会を計1回開催している。

(2) コンプライアンス体制

ア 概要

VQ は、コンプライアンスに関するマニュアルを制定・配布するとともに、以下のとおり、コンプライアンス委員会を中心としたグループコンプライアンス体制を確立し、同体制下で、各種法規制等に対応する諸規程の整備、研修、訓練等を実施している。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する基本方針等を決定するとともに、コンプライアンスに関する重要事項について指示している。また、コンプライアンスに関する事項を統括する役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を設置しており、CCO は、定期的にグループ全体のコンプライアンスに関する状況をコンプライアンス委員会に報告している。

加えて、執行役員により構成されるコンプライアンス推進委員会を設置しており、同委員会は、コンプライアンス委員会で決定した方針に基づいて、具体的な取組み内容を決定し、VQ 及びその子会社にこれを伝達している。

イ 内部通報制度/外部通報制度等

VQ は、2022年6月から、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けるグループ内部通報制度を設けている。さらに、VQ グループにおいては、コンプライアンス違反事象又はコンプライアンス違反事象の疑いが認識された場合には、担当部署を所管する長又は子会社の社長等が、遅滞なく、CCO、内部監査室長及び担当執行役員に対して、所定の報告書を提出する体制が整備されている。また、外部通報制度として、2023年3月よりVQのホームページ上で、取引業者向け通報窓口を開設している。

(3) 子会社の管理状況

VQ は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本的

な考え方」を定めており、その内容である「取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」をグループ各社に適用し、グループ内の情報交換、人事交流等連携体制を強化することにより統制の実効性を高めている。

VQの子会社管理規程によれば、VQの全ての子会社は、VQの管轄事業部門に所属し、当該事業部門の長の指揮命令に服する。また、VQの子会社は、経営及び業務執行を適正に確保するために、子会社の取締役と幹部社員とで構成される幹部会議を原則として毎月2回開催しなければならず、幹部会議の議事録は、管轄事業部門の長及びVQの経営企画部経営企画グループに提出することとされている。また、VQの子会社における所定の重要事項については、VQの承認を得ることとされており、管轄事業部門の長は、子会社の会議体における重要事項の審議内容について、子会社の長に指示又は指導を行うこととされている。

4 VQグループの発注体制

VQグループの原料購買業務に関して、起票、承認、検収の担当者が分かれ、ダブルチェックや相互牽制を機能させるなど、予防的統制としての内部統制は上場企業として通常整備すべき水準で整備されている状況にあった。しかしながら、本件不正行為は発生しているため、VQグループの内部統制がいかにか本件不正行為を防ぎえなかったのか問題となる。

以下、VQグループの内部統制の具体的な状況を検討するため、本件不正行為を構成する1原料購買取引を抽出し、各購買プロセスの状況を記載する。

(抽出した本件不正行為に含まれる原料購買取引)

買主	売主	品名	数量	金額	見積日	注文日	納品日	仕入日
VQ	A社	■■■■ ■■■■	20kg	■■■■	2023/4/12	2023/4/28	2023/5/11	2023/5/12

(原料購買プロセス詳細)

プロセス	内容	認定根拠
水増し単価決定	W氏又はX氏からA社のa氏への水増し単価の指示	インタビュー
A社による見	A社のa氏からX氏に見積書をメールで送付	メール

積書提示		
購買担当者への転送	X氏から購買担当者へ見積書が添付されたメールを転送。「少し安く入りましたので、 <u>手配をお願いします。</u> 」とのX氏のコメントあり。	メール
見積	A社の正規 <u>見積書あり</u> 。X氏宛で発行。	見積書
注文	VQの正規注文書あり。 <u>品名、数量、金額等の内容は見積書と一致。管理課による担当印、承認印の押印あり。</u>	注文書
納品	A社の正規 <u>納品書あり</u> 。 <u>見積書、注文書と整合。</u>	納品書
仕入計上	購買伝票の記載は一連の <u>取引証憑と整合。</u> <u>注文書承認者、検収担当者等の押印あり。</u>	購買伝票

本件不正行為は、W氏あるいはX氏とA社等の取引業者の共謀が起点となって実行されている。さらに、こうした共謀を受けて取引業者によって作成された見積書が職責上上位にあるX氏から、購買担当者に購買指示とともに転送されている。VQグループの購買プロセスにかかる内部統制は、購買担当者が見積書を受領した段階で開始することになるが、受領した見積書の正当性は受領と同時に上位者であるX氏により保証されている。そのため、見積書受領後は、現物受領と支払の正確性等が主要な統制目的となり、これらのプロセスは適切に運用されていることが認められる。

以上から、VQグループの業務プロセスに係る内部統制が適切に運用されているにもかかわらず、本件不正行為が実行されている状況が生じている。こうした状況が生じた原因は、上位者による不正行為の承認及び取引業者の共謀にあるといえる。

第4 調査結果

1 本件不正行為の概要

(1) 本件不正行為の概要

本調査の結果、当委員会が本件不正行為として認定した内容を類型化すると、以下の3つに分類することができる。

なお、本調査においては、本件不正行為に類似する事象については確認されなかった。

ア 水増し代金の支払及びキックバック事案

VQグループと取引業者との取引代金に水増しが行われており、かつ、VQ不正関与者に対して取引業者からキックバックが行われていた事案をいう。後記のF社、A社、J社及びI社との取引の一部がこれに当たる。

イ VQグループとの取引におけるキックバック事案

VQグループと取引業者との取引代金に水増しは行われていないものの、VQ不正関与者に対して取引業者からキックバックが行われていた事案をいう。後記のC社、D社、E社、G社、H社及びJ社との取引の一部がこれに当たる。

ウ VQグループとの取引以外に起因するキックバック事案

VQグループの取引業者から不正関与者に対するキックバックが行われているものの、当該キックバックがVQグループとの取引以外に起因する事案をいう。後記のG社、H社及びK社に関するものがこれに当たる。

(2) VQ不正関与者らの経歴・動機等

ア 経歴

本件不正行為に関与したVQ不正関与者の経歴は以下のとおりである。

氏名	所属	略歴
W氏	VQ	(省略)

氏名	所属	略歴
	高機能シール本部 本部長上席専務執行役員	
X氏	VQ 高機能シール本部 副本部長	(省略)
Y氏	VQ 高機能シール本部 高機能シール開発部部长	(省略)
Z氏	VQ 高機能シール本部 参事	(省略)

イ 動機、キックバックの使途等

W氏は、本件不正行為を発案し、その手法を検討し、他のVQ不正関与者に指示を出し、キックバックの分配額を決めるなど本件不正行為において主導的役割を果たしていたことは認めるものの、その動機については明確に述べなかった。W氏が受領したキックバックのうち2,000万円程度を飲食で消費したと述べていることや、本件不正行為に協力していた取引業者によれば、W氏は相当に高額な飲食を繰り返していたことから、飲食費を捻出することが動機の一つにあったのではないかと推察される。さらには、W氏が水増しのスキームを考えるのが楽しかったと述べていることや、CEOの信任をことさらに誇張、吹聴し、部下や取引先が自身を特別視するように仕向けて高機能シール本部の業域拡大を加速させていたこと、本部長への就任前にVQを辞めて独自に事業を始めることを考えていたのではないかと指摘する取引業者もあったことからすれば、W氏は、本業であるVQの事業とは別に、不正行為を検討・実行することによって利益を捻出すること自体に楽しみを感じていたようにも思われる。

X氏は、W氏の発案及び指示のもとに本件不正行為に関与した旨供述する。確かに、W氏の発案及び指示がなければ、本件不正行為は生じなかった可能性は高い。しかし、X氏は、水増し額を取引業者に連絡するなど本件不正行為の多くにおいて重要な役割を担っていることに加えて、取引業者の担当者と通謀してW氏の与り知らないところで独自にキックバックを得ており、VQ不正関与者の中でもW氏に次いで多くのキックバックを受領していた上に、その多くを██████████飲食等に費消している。以上からすると、X氏は、キックバックを得るという動機のもと、本件不正行為に積極的に関与していたことが認められる。

Y氏については、取引業者と通謀して自ら積極的に本件不正行為を実行したというよ

りも、W 氏らの不正行為を認識しながらもそれを阻止しなかったという側面が大きい。Y 氏は、その動機として、W 氏の意に沿わない行動をとることが難しい職場風土であったため、やむを得ず本件不正行為に関与したと供述しているところ、Y 氏は本件不正行為により得たキックバック（金銭）を全く費消せずに自宅で保管していたことからすれば、その供述には一定の信憑性が認められる。しかしながら、Y 氏は、開発部長という職員をマネジメントする地位にありながらも、本件不正行為を阻止する措置を一切講じることなく、振込み口座を自ら指定した上で、長期間にわたってキックバックを受領していたことなどからすれば、本件不正行為に相応に関与していたといわざるを得ない。

Z 氏は、自ら積極的に本件不正行為に関与する意図はなく、W 氏の意に沿わない行動をとることが難しい職場風土であったため、やむを得ず関与したと供述している。しかしながら、Z 氏は、本件不正行為の一部については、取引業者の担当者と通謀して不正行為を遂行していたことに加え、W 氏の与り知らないところで独自にキックバックを得ており、その得た金銭を友人との遊興に費消するなどしている。さらには、Z 氏は、チームリーダーという管理職の地位にあったことからすれば、W 氏に逆らえない環境にあったことは事実であるとしても、本件不正行為に対して能動的な関与をしており、自ら経済的利得を得る目的で本件不正行為に関与していた側面が強いといえる。

なお、後記 2(4)のとおり、本調査によって、VQ 不正関与者が受領したキックバックの総額は算定することができたものの、その大半が「現金の手渡し」という方法で分配されていたこともあり、不正関与者の各取得額までは認定することはできなかった。もっとも、関係者のヒアリングによれば、W 氏、X 氏、Y 氏、Z 氏の順で多額のキックバックを受けていたと推察される。

(3) 本件不正行為に関与した取引業者の概要等

ア 概要

本件不正行為に関与した取引業者及び事業者は 12 社に及んでおり、各取引業者の概要は以下のとおりである。

(ア) F 社

主に輸入代行や、工業用機械の販売業、労働者派遣業等を営んでいる。
VQ グループに対して塗料用原料や■■■■原料を販売している。

(イ) A 社

主に樹脂材料の研究開発・販売を営んでおり、韓国や中国企業へのパイプを活かして、半導体の原料となる[]原料の輸入販売等も営んでいる。

VQ グループに対して[]原料を売却しており、代表取締役の a 氏は、水増し取引や VQ 不正関与者へのキックバックに協力していた。

(ウ) J 社

樹脂材料の研究開発・販売や、ゴム材料及びゴム製品の研究開発・販売を営んでいる。

VQ グループとは、コンサルティング（開発委託）や原材料の納入等の取引があり、同社の実質的な経営者である[]氏（以下「j 氏」という。）は、水増し取引や VQ 不正関与者へのキックバックに協力していた。

(エ) I 社

主に医薬品の開発及び製造、化粧品の調達、受託製造及び販売並びに化学品原料の調達事業を営んでいる。

VQ グループとは、架橋剤の同定分析及び特許の精査に関する取引や安全性評価試験に関する取引等があり、同社取締役の[]氏（以下「i 氏」という。）は、水増し取引や VQ 不正関与者へのキックバックに協力し、自らも分配額を受領していた。

(オ) C 社

主に塗料の開発・販売を営んでいる。

VQ グループに対して塗料用原料及び 2 液性塗料を販売しており、同塗料の開発に関与した b 氏は、VQ 不正関与者へのキックバックに協力していた。

(カ) D 社

b 氏から委託を受けて、塗料の試験研究や 2 液性塗料の販売を行っている。

VQ ベトナム工場で使用する塗料に関する試験研究の委託を受けており、b 氏は、VQ 不正関与者へのキックバックに協力していた。

(キ) E 社

主にマシニング加工や[]をはじめとする各種精密機械向けの加工業を営ん

でいる。

VQグループに対して[]を売却しており、代表取締役の[]氏(以下「e氏」という。)は、VQ不正関与者へのキックバックに協力していた。

(ク) G社

主にゴム製品の製造及び販売やゴム製品に関する金型の製造を営んでいる。

VQグループに対して[]の販売、金型の製造販売、各種製品の研究開発の委託等を受けており、代表取締役である[]氏(以下「g氏」という。)は、VQ不正関与者へのキックバックに協力していた。

(ケ) H社

主に半導体製造装置のメンテナンスや半導体に関する人材紹介業を営んでいる。

VQとは、人材紹介のほか、耐久評価機の製作委託等の取引があり、同社の事業部長である[]氏(以下「h1氏」という。)は、VQ不正関与者へのキックバックに協力していた。

(コ) K社

K社は、[]氏(以下「k氏」という。)が個人事業主としての屋号であり、主に電気電子機器等の輸入に関する業務を営んでいる。

VQグループとは、2023年に試験や開発に関する取引があったものの、現在はVQグループとの取引はない。k氏がVQ不正関与者へのキックバックに協力していた。

(サ) B社

主に塗料の開発・販売を営んでいる。

VQが販売する2液性塗料の開発や、[]原料の仕入れ先を探索するなどしているが、代表取締役のb氏がVQの元従業員であることから、W氏の意向により、VQグループとの直接の取引はない。

F社の水増し取引やVQ不正関与者へのキックバックに協力していた。

(シ) L社

主に海上運送業、陸上運送業等を営んでいる。

これまでに VQ グループとの取引はなく、本件不正行為においては、VQ グループの取引業者からのキックバックを現金化する役割を担っていた。

イ 取引業者の本件不正行為に関する認識等

取引業者に対するヒアリングによれば、本件不正行為に関する取引業者の認識としては、①不正であることを認識しつつも、VQ グループとの取引関係の維持等のためにやむを得ず協力していた者が大半であるものの、②VQ 不正関与者との協働によって新製品を開発したり、W 氏の紹介によって新たな取引業者を開拓したりすることができたことなどから、不正関与者に対するキックバックは当然の分配であると認識していた者もいた。

2 各本件不正行為の内容

以下においては、前記 1(1)で分類した類型ごとに、各取引業者との間の不正行為の手法を説明するとともに、当該不正行為に至った経緯を明らかにする。

また、「水増し代金の支払及びキックバック事案」においては、当該不正行為による水増し額の総額を算定している。これに対して、キックバック額については、複数の取引業者のキックバック分を B 社に集約して合算したものが VQ 不正関与者に分配されていたり、同一の取引業者であっても複数の態様の取引のキックバック額が混在していたりすることなどから、個別の取引ごとのキックバック額を算定することが著しく困難であったため、後記(4)において、VQ 不正関与者への分配方法ごとにキックバック額を算定することとしている。

なお、キックバック額の半分以上が現金の手渡しという方法により分配されており、その証拠が残っていないことから、各 VQ 不正関与者が個別に受領したキックバック額を認定することはできなかった。

(1) 水増し代金の支払及びキックバック事案

ア F 社

F 社と VQ グループとの間の不正行為は、以下の取引に関して行われていた。

- a. F 社の VQ に対する塗料用原料の販売
- b. F 社の VQ 又は VSS に対する XXXXXXXXXX原料の販売

(ア) 不正行為の手法

a. 塗料用原料

F 社の VQ に対する塗料用原料の販売に関する不正行為の手法は、以下のとおりである。

- ① b 氏から W 氏又は X 氏に対して、塗料用原料の見積額を連絡する。
- ② W 氏又は X 氏から b 氏に対して、上記①の見積額に水増し額を加えた VQ の購入額を連絡する。
- ③ F 社は、塗料用原料を仕入れて（輸入代行）VQ に売却し、上記②の水増し額を加えた額で請求書を発行する。
- ④ VQ は、F 社に対して、上記③の請求書の額を支払う。
- ⑤ B 社は、F 社に対して、塗料用原料の仕入費用（原料購入費及び通関費用等）を支払う。
- ⑥ F 社は、上記④で受領した代金額から輸入代行手数料を控除し、その残額を B 社に支払う。
- ⑦ B 社は、上記⑥で受領した支払額から B 社の取引手数料を控除し、その残額を W 氏、X 氏及び Y 氏が指定した口座へ振込む方法により分配する。

【図表省略】

b. ██████████ 原料

F 社の VSS に対する ██████████ 原料の販売に関する不正行為の手法は以下のとおりである。

- ① b 氏から W 氏又は X 氏に対して、██████████ 原料の見積額を連絡する。
- ② W 氏又は X 氏から b 氏に対して、上記①の見積額に水増し額を加えた VQ 又は VSS の購入額を連絡する。
- ③ F 社が ██████████ 原料を仕入れて（輸入代行）、VQ 又は VSS に売却し、上記②の水増し額を加えた額で請求書を発行する。
- ④ VQ 又は VSS は、F 社に対して、上記③の請求書の額を支払う。
- ⑤ B 社は、F 社に対して、██████████ 原料の仕入費用（原料購入費及び通関費用等）

- を支払う。
- ⑥ F社は、上記④で受領した代金額の一定割合を輸入代行手数料として控除し、その残額をB社に支払う。
 - ⑦ B社は、上記⑥で受領した支払額からB社の取引手数料を控除し、その残額をW氏、X氏及びY氏が指定した口座へ振込む方法により分配する。
 - ⑧ B社は、上記⑦とは別に、VQ不正関与者に対するキックバックの分配方法として、上記⑥で受領した支払額からB社の取引手数料を控除した残額を架空取引によりA社に支払うことにより、A社経由でキックバックを支払ったこともある。

【図表省略】

(イ) 水増し額

前記(ア)に摘示した不正行為の手法からすれば、F社との不正行為における水増し額は、F社のVQ又はVSSに対する請求額(VQ又はVSSのF社に対する支払額)から、F社の輸入代行手数料、塗料用原料及び[]原料の原価及びB社の取引手数料を控除した額となり、その額は、133,495,022円である。

なお、上記取引において、F社及びB社は、各原料の仕入先の探索や輸入代行等において相応の役割を果たしており、F社及びB社の取引手数料分は、いずれも正当な商取引上の利益と評価できることから、水増し額には含めていない。

(ウ) 不正行為に至った経緯

2020年後半頃より、半導体の原料となる[]及び樹脂の原料が世界的な供給不足状態に陥ったことを受け、VQグループにおいては、原料不足による製品の供給が停止するという事態を避けるため、2021年6月より、[]原料の在庫を積極的に積み増すこととした(2022年4月には、さらに在庫を積み増すこととされている)。そこで、VQグループは、調達量を増加させるため、正規ルートでの仕入れのみならず、これまで取引のなかったルートからも[]原料を仕入れることとした。

このような状況を受けて、W氏は、元部下であったb氏に対しても、[]原料の市場調査を依頼した。b氏は、容易には[]原料の仕入先を見つけることができなかったものの、[]原料の特許情報をも調査し、韓国の[]が取り扱う[]を見つけ出した。もともと、B社は輸入業務に精通しておらず、また、W氏から、元VQの社員であるb氏が代表者を務めるB社がVQグループと直接に取引することは避けるべきであるとの指示を受けていたことから、B社と取引関係があり、輸入

代行に知見がある F 社を活用することとし、2022 年 1 月、F 社に対して、 からの輸入代行及び VQ への販売を依頼した。

このように、F 社は、当初は VQ に対して 原料を試験的に販売していたが、その後、VQ の検収の結果、正式に採用されることとなり、販売先が VSS に変更され、取引量が増加することとなった。

また、VQ は 原料の試験販売と同時期（2022 年 1 月頃）に C 社と協働で 2 液性塗料を開発しており、VQ で使用する塗料用原料についても、調達量を増加させる必要が生じた。そこで、中国にも取引ルートを持っている F 社を活用し、 原料と同様に輸入代行による取引を行った。なお、塗料用原料に係る取引は、2022 年 1 月頃から同年 7 月頃までの間の合計 4、5 回程度で終了している。

 原料の VQ への試験的な販売時は、販売額が少額であったことから、B 社は、W 氏に対する接待という形でキックバック分を還元していたが、販売先を VSS に変更された以降はキックバック額が大きくなったことから、2022 年 9 月より、振込みによって VQ 不正関与者に分配する方法に切り替えられた。

イ A 社

A 社から VQ、VSS 又は KVQ に対する 原料の販売取引において、不正行為が行われていた。

(ア) 不正行為の手法

A 社の VQ、VSS 又は KVQ に対する 原料の販売に関する不正行為の手法は以下のとおりである。

- ① a 氏から W 氏又は X 氏に対して、 原料の見積額を連絡する。
- ② 主として X 氏から a 氏に対して、上記①の見積額に水増し額を加えた VQ、VSS 又は KVQ の購入額を連絡する。
- ③ A 社が 原料を仕入れ、VQ、VSS 又は KVQ に売却し、上記②の水増し額を加えた額で請求書を発行する。
- ④ VQ、VSS 又は KVQ は、A 社に対して、上記③の請求書の額を支払う。
- ⑤ A 社は、上記④で受領した代金額から上記①の当初の見積額を控除した額を架空取引により L 社に支払う。
- ⑥ L 社は、上記⑤で受領した額から手数料を控除し、その残額を現金で引き出して a 氏に手渡しする。

- ⑦ a氏は、上記⑥により手渡された現金をW氏に手交し、W氏はこれを他のVQ不正関与者に分配する。

【図表省略】

(イ) 水増し額

前記(ア)の不正行為の手法からすれば、A社との[]原料に関する不正行為における水増し額は、A社のVQ、VSS又はKVQに対する請求額(VQ、VSS又はKVQのA社に対する支払額)から、A社の当初の見積額を控除した額、すなわち、A社からL社への支払額と等しくなり、その額は、96,960,600円である。

なお、上記取引において、A社は、当時、世界的に供給不足に陥っていた[]原料の仕入先を探索するなどの相応の役割を果たしていることから、A社の利益分は正当な商取引上の利益と評価できるため、水増し額には含めていない。

(ウ) 不正行為に至った経緯

前記ア(ウ)のとおり、2020年後半頃より、半導体の原料となる[]原料が世界的な供給不足状態に陥ったことを受け、VQグループにおいては、原料不足による製品の供給が停止するという事態を避けるため、[]原料の在庫を積極的に積み増すこととし、正規ルートでの仕入れのみならず、これまで取引のなかったルートからも[]原料を仕入れることとした。

このような状況を受けて、2021年9月ころ、W氏は、知人を通じてa氏に対しても、[]原料の供給元の探索を依頼したことからA社との取引が始まった。しばらくは正常な取引関係であったが、2022年6月頃に、W氏からa氏に対して、「よけられないか。」との要請があった。この「よけられないか」とは、VQグループの仕入額よりA社の利益を控除した分から、W氏の取り分として「よける」ことができないかという意味だとa氏は理解した。当該要請を受けたa氏は、L社の代表者に相談したところ、L社で現金化すること(キックバック分を現金にすること)が可能であると示唆を受けたため、同年8月頃に当該不正行為の手法をW氏に説明し、不正行為が始まるに至った。

ウ J社

J社とVQとの間のコンサルティング契約において、不正行為が行われていた。

(ア) 不正行為の手法

J社のVQに対するコンサルティング契約に関する不正行為の手法は、以下のとおりである。

- ① VQは、J社との間で、2023年6月頃、J社が雇用する従業員を活用した[]を主要内容とするコンサルティング契約を締結した。同契約の締結にあたり、VQ不正関与者及びJ社の代表者であるj氏との間で、コンサルティング費（以下「コンサル費」という。）を水増しする旨の合意がされた。
- ② VQは、J社に対して、同契約に基づき、水増しされたコンサル費を支払う。
- ③ j氏は、VQ不正関与者に対するキックバックの方法として、J社のコーポレートカード2枚（j氏名義のものとW氏名義のもの）を限度額1,000,000円/月の範囲で使用できるようにすることとし、同コーポレートカード2枚をW氏に交付した。
- ④ W氏名義のコーポレートカードはW氏が使用し、j氏名義のコーポレートカードはY氏が主に使用することとなった。W氏及びY氏は、それぞれ、飲食店や交通機関及び宿泊施設を利用した際に同コーポレートカードを使用し、その代金はJ社が支払っている。
- ⑤ W氏及びY氏は、上記④のコーポレートカードを利用した支払分の一部について、VQに対して経費として申請し、これを受給している。

【図表省略】

(イ) 水増し額

コンサルティング契約における水増し額は、632,500円/月であり、その合計は8,222,500円である。

(ウ) 不正行為に至った経緯

W氏とj氏は、2022年頃、神戸市に所在する技術系の会社が集まった懇親会に参加した際に知り合った。W氏から、j氏に対し、開発事業の委託の話が持ち掛けられ、2023年3月頃からVQとJ社間の取引が開始された。

その後、2023年5月頃、W氏又はZ氏から、j氏に対し、水増し及びキックバックの要請があり、j氏は、VQとの取引関係を維持するため、これに応じることとし、本件不正行為が行われるに至った。

エ I 社

I 社と VQ との間の不正行為は、以下の取引に関して行われていた。

- a. VQ との同定分析、安全性評価試験、特許の精査等に関する取引
- b. VQ との材料に関する取引

(ア) 不正行為の手法

a. 同定分析、安全性評価試験、特許の精査等に関する取引

I 社と VQ との同定分析、安全性評価試験、特許の精査等に関する不正行為の手法は、以下のとおりである。

- ① [redacted]等の VQ から I 社に委託する事項及びこれに伴う水増しのスキームを W 氏が発案する。
- ② W 氏から上記①に基づくスキームを伝えられた i 氏が、[redacted]（以下「M 社」という。）に対し、当該委託事項に要する費用を確認する。
- ③ 上記②の委託費用等を踏まえ、W 氏が、具体的な水増し額やキックバック額を定める。
- ④ W 氏が発案した上記①のスキームに従って、M 社と A 社との間で取引がなされる。
- ⑤ W 氏が発案した上記①のスキームに従って、I 社と A 社との間で取引がなされる。ただし、A 社は、M 社の作業結果を横流ししているにすぎず、独自の作業をしていない。
- ⑥ VQ と I 社との間で取引がなされる。
- ⑦ A 社は、上記⑤で I 社から受領した代金額と、上記④で M 社に支払った額との差額から手数料を控除した額を架空取引により L 社に支払う。
- ⑧ L 社は、上記⑦で受領した額から手数料を控除し、その残額を現金で引き出して a 氏に手渡しする。
- ⑨ a 氏は、上記⑧により手渡された現金を W 氏に手交し、W 氏はこれを他の VQ 不正関与者に分配する。

【図表省略】

b. 材料費等

I 社と VQ との材料費等に関する不正行為の手法は、以下のとおりであり、対象となる材料の種類によって異なる。なお、以下の取引の中には、水増し請求というよりは、VQ に対する詐欺に該当すると思われるものもあるが、会社に対して損害を与えたという点では共通することから、本調査報告書では水増し事案に含めて整理している。

(a) 「[] (50g 一式)」の取引

「[] (50g 一式)」に関する不正行為の手法は、以下のとおりであり、VQ が購入した別商品を還流させて空取引をしたものである。

- ① VQ は、J 社から、「[] 100g」2 点を購入する。同 [] 100g 2 点は、VSS の高機能シール開発部に納品される。
- ② Z 氏は、上記の [] 100g 2 点のうち、100 g 1 点を廃棄し、残った 100g 1 点を 50 g ずつに 2 分し、i 氏に対して、同 50g 2 点を送付する。
- ③ i 氏は、受領した [] 50g 2 点を、それぞれ別容器に移し替えた上で、[] のラベルを貼付する。
- ④ I 社は、VQ に対し、上記③で i 氏がラベルを貼った [] を売却する。この [] は、上記の経緯のとおり、VQ が J 社から購入した [] を i 氏が移し替えたものである。
- ⑤ I 社は、A 社に対し、[] に関する架空取引により、代金を支払う。
- ⑥ A 社は、上記⑤で受領した代金額からから手数料を控除した額を架空取引により L 社に支払う。
- ⑦ L 社は、上記⑥で受領した額から手数料を控除し、その残額を現金で引き出して a 氏に手渡しする。
- ⑧ a 氏は、上記⑦により手渡された現金を W 氏に手交し、W 氏はこれを他の VQ 不正関与者に分配する。

【図表省略】

(b) 「[] (40g 一式)」の取引

「[] (40g 一式)」に関する不正行為の手法は、以下のとおりであり、VQ が購入した別商品を還流させて空取引をしたものである。

- ① Z 氏は、i 氏に対し、VQ において保管していた [] 50g を送付する。
- ② i 氏は、同 [] 50g を受け取り、そのうち 40g を別容器に移し替えた上で、

- のラベルを貼付する。残りの■■■■10gは、後記(c)の不正行為で使用される。
- ③ I社は、VQに対し、上記の②の■■■■40gをI社製の製品として売却する。
 - ④ この■■■■は、上記の経緯のとおり、VQにおいて保管していた■■■■をi氏が移し替えたものである。
 - ⑤ I社は、A社に対し、架空取引により■■■■を売却したこととし、その代金を支払う。
 - ⑥ A社は、上記⑤で受領した代金額から手数料を控除した額を架空取引によりL社に支払う。
 - ⑦ L社は、上記⑥で受領した額から手数料を控除し、その残額を現金で引き出してa氏に手渡しする。
 - ⑧ a氏は、上記⑦により手渡された現金をW氏に手交し、W氏はこれを他のVQ不正関係者に分配する。

【図表省略】

(c) ■■■■の取引

■■■■に関する不正行為の手法は、以下のとおりである。本取引は、前記(b)の取引に基づいているが、基本的な構造は前記a.の分析費用等のスキームと同様である。

- ① i氏は、前記(b)②で受領した■■■■50gのうち10gを別容器に移し替えた上で■■■■のラベルを貼付し、M社に送付して■■■■の分析を依頼する。
- ② M社は、その分析結果をA社に対し送付し、A社は、その費用をM社に支払う。
- ③ A社は、I社に対して、同分析結果を送付し、I社は、A社に対して、その代金を支払う。
- ④ I社は、VQに対して、同分析結果を送付し、VQは、I社に対して、その代金を支払う。
- ⑤ A社は、上記③で受領した代金額から手数料を控除した額を架空取引によりL社に支払う。
- ⑥ L社は、上記⑤で受領した額から手数料を控除し、その残額を現金で引き出してa氏に手渡しする。
- ⑦ a氏は、上記⑥により手渡された現金をW氏に手交し、W氏はこれを他のVQ不正関係者に分配する。

【図表省略】

(d) 「 約 50g」 / 「 約 50g」 の取引

「 約 50g」 / 「 約 50g」に関する不正行為の手法は、以下のとおりである。本取引は、前記 (b) の不正行為に基づいているが、基本的な構造は前記 a. の分析費用等のスキームと同様である。

- ① W氏がZ氏に指示し、材料をJ社の工場宛てに発送させる。
- ② W氏は、J社の工場に赴き、同工場の設備を用いて材料を調合して と 各 50g を作成した上で、これらを i 氏に送付する。
- ③ I社は、VQ に対し、上記②によって送付を受けた 及び 各 50g を売却し、その代金を受領する。
- ④ A社は、I社に対し、 及び を架空取引により売却したこととし、I社からその代金額を受領する。
- ⑤ A社は、上記④で受領した代金額から手数料を控除した額を架空取引によりL社に支払う。
- ⑥ L社は、上記⑤で受領した額から手数料を控除し、その残額を現金で引き出して a 氏に手渡しする。
- ⑦ a氏は、上記⑥により手渡された現金をW氏に手交し、W氏はこれを他のVQ不正関係者に分配する。

【図表省略】

(イ) 水増し額

前記 (ア) の不正行為の各手法からすれば、I社とVQとの不正行為における水増し額は、I社からA社への支払額と等しくなり、その額は、18,249,100円である。

上記の不正行為におけるA社及びL社は、キックバックをVQ不正関係者に分配するための導管としての役割しか果たしていないことから、当該算定では、A社及びL社の手数料についても水増し額に含めている。

なお、i氏も、VQ不正関係者と同様の分配方法により、W氏から590,000円の分配を受けている。

(ウ) 不正行為に至る経緯

W氏とi氏は、2024年1月に開催された業界の会合において知り合った。W氏は、元来、開発業務に興味を持っていたことから、I社で取り扱っている分析業務等を用いて

キックバックを捻出することを思い立ち、i 氏及び VQ 不正関与者をメンバーとする LINE のトークルームを作成した。

W 氏は、同トークルームにおいて、前記(ア)で詳述した様々な不正行為の手法を次々と考え出しては、i 氏及び他の VQ 不正関与者に指示を出していたが、実現しなかったものもあった。i 氏としては、上場企業である VQ との取引を維持することは I 社にとって重要であり、また、W 氏は VQ のナンバー2 かナンバー3 の地位にあると認識していたため、W 氏からのキックバックの要請を断ることはできず、本件不正行為が行われるに至った。

(2) VQ グループとの取引におけるキックバック事案

ア C 社

C 社から VQ に対する 2 液性塗料（商品名：██████████）の販売取引において不正行為が行われていた。

(ア) 不正行為の手法

C 社の VQ に対する 2 液性塗料の販売に関する不正行為の手法は、以下のとおりである。

- ① W 氏から b 氏に対して、VQ が C 社から 2 液性塗料を購入する価額（仕切値）を伝える。この「仕切値」は、VQ が 2 液性塗料を顧客へ販売する価格の █% が VQ の利益となるように設定される。
- ② C 社は、2 液性塗料を VQ に納品後、上記①の仕切値で請求書を発行する。
- ③ VQ は、C 社に対して、上記②の請求書の額を支払う。
- ④ C 社は、上記③で受領した代金額から手数料を控除し、その残額を B 社に支払う。
- ⑤ B 社は、上記④で受領した額から手数料を控除し、その残額を W 氏及び X 氏の指定した口座へ振込む。
- ⑥ B 社は、上記⑤とは別に、VQ 不正関与者に対するキックバックの分配方法として、架空取引により A 社に支払うことにより、A 社経由でキックバックを支払ったこともあった。

【図表省略】

(イ) 不正行為に至った経緯

C社から顧客開拓の委託を受けたb氏は、2021年1月頃、VQとの取引を開始すべく、VQ在籍時に面識のあったW氏を訪問した。これを機に、VQとC社は、加熱性と耐火性を備えた[]の開発に取り組むこととなり、独自の製品として2液性塗料(商品名：[])を開発することに成功した。この2液性塗料に関するC社とVQとの取引は、試験的な納入等を経て、2022年3月頃から本格的に開始され、同年9月には、VQはこれを顧客へ販売するに至っている。

2液性塗料に関する取引に係るキックバックは、上記の試験的な納入段階に、W氏からb氏へ持ち掛けられたことにより開始された。2液性塗料の本格的な販売前はキックバック額が少なかったため、W氏に対する接待という形で還元されていたが、2022年9月より、販売額が大きくなったことから、B社からW氏及びX氏が指定した口座へ振込む方法に切り替えられ、2023年2月以降は、W氏の指示により、A社経由で分配されることもあった。

2023年6月には、C社の経営破綻により、2液性塗料に関する事業はb氏に譲渡されたが、その後は、2液性塗料に関する不正行為は行われていない。

イ D社

D社とVQとの塗料の試験開発に関する取引において、不正行為が行われていた。

(ア) 不正行為の手法

D社のVQに対する塗料の試験開発に関する不正行為の手法は以下のとおりである。

- ① VQのベトナム工場において使用する予定の塗料の試験開発を受託したD社は、同業他社の人工代を参考に算定した委託費による請求書をVQに発行する。
- ② VQは、D社に対して、上記①の請求書の額を支払う。
- ③ D社は、上記②で受領した委託費から手数料を控除し、その残額をB社に支払う。
- ④ B社は、上記③で受領した額から実費及び手数料を控除し多額を架空取引によりA社に支払う。
- ⑤ A社は、上記④で受領した代金額から手数料を控除した額を架空取引によりL社に支払う。
- ⑥ L社は、上記⑤で受領した額から手数料を控除し、その残額を現金で引き出してa氏に手渡しする。

- ⑦ a氏は、上記⑥により手渡された現金をW氏に手交し、W氏はこれを他のVQ不正関係者に分配する。

【図表省略】

(イ) 不正行為に至った経緯

前記ア(ア)のとおり、C社との2液性塗料に関する取引がキックバックの対象とされていた流れを受け、2液性塗料の製造・販売をC社から引き継いだD社が当事者となるVQとの取引についても、W氏からb氏への指示により、キックバックの対象となったものである。

ウ E社

E社からVKRに対する[]の販売取引において、不正行為が行われていた。

(ア) 不正行為の手法

E社のVKRに対する[]の販売に関する不正行為の手法は以下のとおりである。

- ① E社からVKRに対して[]を販売し、正規の値段で請求書を発行し、VKRは、E社に対して、これを支払う。
- ② E社は、Z氏の要請に従い、VQ不正関係者に対するキックバックとして、当該取引によるE社の利益分とのバランスからE社が捻出できる額として、年間1,000万円程度を目安としてE社が決めた額を架空取引によりB社に毎月支払う。
- ③ B社は、上記②でE社から受領した額をW氏及びX氏の指定した口座へ振込む方法により分配する。
- ④ E社は、上記③とは別に、VQ不正関係者に対するキックバックの分配方法として、架空取引によりA社に支払うことにより、A社経由でキックバックを支払ったこともあった。

【図表省略】

(イ) 不正行為に至った経緯

E社は、2021年12月か2022年1月頃、Z氏に対し、新型コロナウイルスの蔓延等の

影響により [] の市場価格が高騰していることから、KVQ への [] の販売価格を値上げさせてほしい旨を申し入れた。これに対して、Z 氏は、e 氏に対し、W 氏からの指示で、[] を値上げするにあたっては、「VQ とは別の開発業務の費用を捻出するため、E 社の値上げ要請分に加えて、さらに価格に上乘せしてほしい。」として水増しを依頼した。

e 氏は、Z 氏の当該水増しの依頼をいったんは断ったものの、当該水増しの依頼が W 氏の指示によることからすれば、E 社が当該依頼を断ったことで、Z 氏が W 氏から何らかの不利益な扱いを受けるのではないかと考えるに至った。加えて、E 社としても、VQ グループとの取引を継続するためには、融通の効かない会社と思われることは避けるべきであると判断し、W 氏や Z 氏に対する営業協賛金としてキックバックを払うこととした。

エ G 社

G 社と VQ グループとの間の不正行為は、以下の取引に関して行われていた。

- a. KVQ に対する [] の販売
- b. VQ との金型の短納期プロジェクト
- c. VQ の [] の製造委託
- d. VQ の開発案件
- e. A 社への [] 原料の販売

(ア) 不正行為の手法

a. [] の販売

G 社の KVQ に対する [] の販売に関する不正行為の手法は、以下のとおりである。

- ① G 社は、W 氏又は X 氏の依頼を受けて [] の仕入先を探索し、タイの会社からこれを仕入れ、G 社のグループ会社である [] (以下「G2 社」という。)を通じて KVQ に売却し、正規の値段で請求書を発行する。
- ② KVQ は、G2 社に対して、上記①の請求書の額を支払う。
- ③ G 社は、X 氏の要請に基づき、上記①で KVQ に納品した [] の重量に応じて、[] として算定した額を W 氏、X 氏及び Z 氏が指定した口座に振り込む。当該キックバック額の算定方法は、本取引における G 社の利益分とのバランスから G 社が捻出できる額とし

て、g氏が決めたものである。

- ④ G社は、上記③の方法とは別に、架空取引によりB社又はA社にキックバック額を支払うことにより、B社又はA社経由でVQ不正関与者に分配したこともあった。

【図表省略】

b. 金型の短納期プロジェクト

G社のVQとの金型の短納期プロジェクトに関する不正行為の手法は、以下のとおりである。

- ① VQからG社に対して、短納期（3～5日）での金型の製作を依頼する。
- ② G社からVQに対して、当該短納期に対応できる金型業者（サプライヤー）をいくつか提案する。
- ③ VQは、上記②で提案を受けた金型業者の中から、納期への対応力や製品のクオリティ等を考慮して、金型業者を指定する。
- ④ G社は、VQに対して、上記③で指定された金型業者から提示された見積額に自己の利益を加えて見積額として提示する。その際、短納期での対応であることから、「特急料金」が金型業者からの見積額に加算される。このような特急料金を加算することは、業界では一般的に行われている。
- ⑤ G社は、VQから依頼を受けた金型の設計をし、当該設計に基づいて金型業者が金型を製造して納品し、上記④の見積額による請求書を発行する。
- ⑥ VQは、G社に対して、上記⑤の請求書の額を支払う。
- ⑦ G社は、上記⑥でVQから受領した支払額の中から、本取引におけるG社の利益分とのバランスからG社が捻出できる範囲の額をキックバックとして、W氏、X氏及びZ氏が指定した口座に振り込む。

c. ■■■■■の製造委託

G社は、VQから、■■■■■の製造を委託したいとの要請を受けたため、試作用の工場の土地や建物を購入し、その原料となる■■■■■の金型を製作する会社もM&Aにより取得するなどし、2023年7月ころには■■■■■製造の準備を完了した。

ところが、VQの方針転換により、■■■■■の製造委託は1年延期されることとなった。G社としては、■■■■■の製造のための設備投資等として多額の資金を投入していたこともあり、■■■■■の製造が開始されるまでの間の救済措置として、■■■■■とは別の金型の製造をG社に委託するようにX氏に働きかけたところ、X氏がこれ

に応じ、実現することとなった。

G社は、X氏より、上記の救済措置を取り計らったことの対価を要求されたため、X氏及びZ氏が指定した口座にキックバックを振り込んでいる。

d. 開発案件

G社は、VQグループより [REDACTED] [REDACTED]に関する開発、設計、調査等を委託され、これらを実行したところ、当該取引の終了後に、当該取引の存在を知ったW氏がG社に対してキックバックを要求してきた。

そこで、G社は、2024年4月と6月に、W氏、X氏及びZ氏が指定した口座にキックバックを振り込んでいる。

e. A社への [REDACTED]原料の販売

- ① W氏がG社に対して、ターゲットプライスを指定した上で [REDACTED]原料の仕入先の探索と、A社への売却を依頼する。
- ② G社は、上記①の依頼に基づいて [REDACTED]原料を仕入れ、原価にG社の利益を加えた額でA社に売却し、 [REDACTED]原料はVSS又はKVQに直接納入する。
- ③ G社は、上記②の取引が終了した後、W氏より当該取引の紹介料としてキックバックを要求されたため、上記②でA社から受領した代金額の中から、本取引におけるG社の利益分とのバランスからG社が捻出できる範囲の額をキックバックとして、W氏が指定した口座に振り込んでいる。

(イ) 不正行為に至った経緯

G社の代表者であるg氏は、2006年か2007年頃、VQが [REDACTED]開発のためのプロジェクトを起ち上げた際にVQに出向しており、VSSで3年間ほど勤務した。その当時から、Y氏を除くVQ不正関与者とは面識があり、特にZ氏とは親しい関係にあった。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

b. Oリングの販売及び評価機の製作委託

VQのH社に対するOリングの販売及びVQのH社に対する評価機の製作委託に関する不正行為の手法は、以下のとおりである。

- ① H社は、半導体に関する機械のメンテナンス事業を営んでいるところ、顧客からメンテナンスを受託する際に、修理部品としてVQからOリングを購入する。なお、同事業において、H社はW氏から顧客の紹介を受けることがある。
- ② VQは、H社に対して、XXXXXXXXXXの製作を委託し、2024年3月、その委託代金を支払った。
- ③ W氏からh1氏に対して、上記①及び②による各取引でH社が得た利益の一部をH社からA社に「コンサルティング費用」の名目で支払う旨及びその支払額が指示される。
- ④ H社は、A社に対して、上記③でW氏に指示された金額を「販売促進コンサルティング費用」等の名目で支払う。
- ⑤ A社は、上記④で受領した額から手数料を控除した額をL社に支払う。
- ⑥ L社は、上記⑤で受領した額から手数料を控除し、残額を現金で引き出してa氏に手渡す。
- ⑦ a氏は、上記⑥により手渡された現金をW氏に手交し、W氏はこれを他のVQ不正関与者に分配する。

【図表省略】

(イ) 不正行為に至った経緯

H社は労働者派遣業を営んでいるところ、2019年末頃から、W氏の依頼を受け、VQにおける人材不足に対処するためにH社がコンサルティングを提供するようになった。当初はh2氏自身がコンサルティングを提供していたが、その後、h2氏がH社側の担当者としてh1氏をW氏に紹介し、以後は両社間の取引についてW氏とh1氏との間でやり取りがなされるようになった。

そのような中、2023年3月頃、W氏からh1氏に対して、VQとH社との間の取引に関して生じたH社の利益の一部をA社に支払うよう依頼があった。H社としては、W氏と懇意にすることにより、VQとの取引が増えたり、W氏がH社に機械のメンテナンス事業の顧客を紹介してくれるというメリットもあったため、h1氏はW氏のキックバックの要求に応じ、不正行為に協力するに至った。

カ J社

J社とVQとの間の開発委託、 及び材料の購入に関する取引において不正行為が行われていた。

(ア) 不正行為の手法

J社とVQとの開発委託、 及び材料の購入に関する不正行為の手法は、以下のとおりである。

- ① W氏又はW氏から指示を受けたZ氏は、2023年5月頃、j氏に対し、J社におけるVQとの取引によって生じた売上げ（コンサル費を除く。）の20～25%をキックバックするよう要求し、j氏はこれに応じることとした。
- ② W氏又はZ氏とj氏は、毎月20日頃、J社からVQに対する請求額を決め、同請求額をもとにキックバックの額を決める。
- ③ VQは、J社に対し、上記②で決められた請求額を支払う。
- ④ W氏又はZ氏は、上記②で確定したキックバック額がある程度貯まった時点で、A社に対して、その合計額をJ社に請求するように連絡する。
- ⑤ A社は、J社に対して、上記④で連絡を受けた額の請求書を発行する。
- ⑥ J社は、A社に対して、上記⑤の請求額を支払う。
- ⑦ A社は、上記⑥で受領した代金額から手数料を控除した額を架空取引によりL社に支払う。
- ⑧ L社は、上記⑦で受領した額から手数料を控除し、その残額を現金で引き出してa氏に手渡しする。
- ⑨ a氏は、上記⑧により手渡された現金をW氏に手交し、W氏はこれを他のVQ不正関係者に分配する。

【図表省略】

(イ) 不正行為に至った経緯

前記(2)カ(イ)のとおり、2023年5月頃、W氏又はZ氏から、j氏に対してキックバックの要求がなされ、j氏は、VQとの取引関係を維持するため、これに応じることで、本件不正行為が行われるに至った。

(3) VQグループとの取引以外に起因するキックバック事案

ア G社

G社とVQ不正関与者との間では、以下の取引に関してキックバックが行われていた。

- a. G社のシール製品の設計支援料
- b. G社への取引業者の紹介料

(ア) 不正行為の手法

a. G社のシール製品の設計支援料

2020年か2021年ごろ、X氏及びZ氏は、g氏からG社のシール製品の設計についてアドバイスを求められ、これに協力した。その後、当該製品の量産化が成功したことを受け、2024年3月より、G社は、W氏、X氏及びZ氏が指定した口座にキックバックを振り込んでいる。

b. G社への取引業者の紹介料

G社は、2022年12月ころより、W氏よりVQグループ以外の取引業者の紹介を受けたことの対価として、W氏からの要求に従い、W氏の指定した口座にキックバックを振り込んでいる。

(イ) 不正行為に至った経緯

前記(2)エ(イ)のとおり、G社からY氏を除くVQ不正関与者に対して継続的にキックバックが行われていたことの流れとして、VQグループとの取引関係を維持するため、上記のとおり、VQグループとは関係のない取引においてもキックバックが行われるに至っている。もっとも、上記a.の設計支援料については、X氏又はZ氏が要求したというよりは、G社の判断により、キックバックが行われていた側面も否定できない。

イ H社

H社と不正関与者との間では、以下の取引に関してキックバックが行われていた。

(ア) 不正行為の手法

- ① 〇〇〇〇 (以下「N社」という。)が、H社に対して、〇〇〇〇に関する架空工事を発注し、その工事代金を支払う。
- ② W氏からhI氏に対して、上記①によりH社が支払を受けた工事代金の一部をH社からA社に支払う旨及びその支払額が指示される。
- ③ H社は、A社に対して、上記②によりW氏から指示された金額を工事費用の名目で支払う。
- ④ A社は、L社に対して、上記③で受領した代金額から手数料を控除した額を支払う。
- ⑤ L社は、上記④で受領した代金額から手数料を控除し、その残額を現金で引き出してa氏に手渡す。
- ⑥ a氏は、上記⑤により手渡された現金をW氏に手交し、W氏はこれを他のVQ不正関与者に分配する。

(イ) 不正行為に至った経緯

N社の担当者から同社の〇〇〇〇に関して架空工事の可否について相談を受けたW氏は、本件不正行為のスキームを用いることを思い付き、同担当者にA社を紹介した。しかし、A社は、これまでにN社と取引関係がなく、N社と直接に契約することができなかったため、N社と取引関係にあったH社を介在させることとした。

ウ K社

K社は、W氏よりコネクタ販売の大口取引業者の紹介を受けたことの対価として、W氏の要請に従い、2023年12月に、架空取引によりA社に指定された金額を支払っており、これが、L社を経由して、VQ不正関与者に分配されている。

(4) VQ不正関与者への分配方法及び分配額（キックバック額）

本件不正行為によるキックバックは、以下の3つの方法によってVQ不正関与者に分配されていた。

ア A社を経由する現金の手渡しによる分配

①F社、E社、C社及びG社との不正行為によるキックバックの一部、②D社、H社、J社及びK社との不正行為によるキックバックの全ては、直接又はB社を経由してA社に集約され、③A社との不正行為によるキックバックの全てとともに、A社からL社に架空取引によって支払われ、L社がその一定割合を手数料として控除した額の現金を銀行の窓口で引き出し、当該現金をa氏に手交し、a氏がW氏にこれを手渡し、W氏が他のVQ不正関与者に分配していた。

当該分配方法によってVQ不正関与者に分配されたキックバックの合計額は、190,187,034円である。

もっとも、W氏から他のVQ不正関与者への分配は現金の手渡しで行われており、その証跡は残っていないため、各VQ不正関与者への個別の分配額を認定することはできなかった。

イ B社からの振込みによる分配

F社、E社、C社及びG社との不正行為によるキックバックの一部は、B社に集約され、B社からW氏、X氏及びY氏が指定した口座に振り込む方法により分配されていた。

当該分配方法によってVQ不正関与者に分配されたキックバックの合計額は69,740,600円であり、各VQ不正関与者への個別のキックバック額は以下のとおりである。

VQ不正関与者	キックバック額
W氏	21,550,000円
X氏	44,090,600円
Y氏	4,100,000円
合計額	69,740,600円

ウ G社からの振込みによる分配

G社との不正行為によるキックバックの一部は、G社からW氏、X氏及びZ氏が指定した口座に振り込む方法により分配されていた。

当該分配方法によってVQ不正関与者に分配されたキックバックの合計額は50,479,368円であり、各VQ不正関与者への個別のキックバック額は以下のとおりである。

VQ不正関与者	キックバック額
---------	---------

W氏	36,836,939円
X氏	8,131,406円
Z氏	5,511,023円
合計額	50,479,368円

3 本件不正行為による水増し額及びキックバック額等

以上による検討・分析に基づく本件不正行為による水増し額及びキックバック額の合計は、以下のとおりとなる。

水増し額よりもキックバック額の方が多くなっている理由は、水増しをせずにキックバックだけが行われていた取引の方が、水増しを伴うキックバックの取引よりも多額に及んでいたことによる。

水増し額	キックバック額
256,927,222円	310,407,002円

なお、本調査報告書作成時点において、VQは、VQ不正関与者から以下の弁済を得ている。

VQ不正関与者	弁済額
W氏	135,010,000円
X氏	56,000,000円
Y氏	10,000,000円
Z氏	700,000円
合計額	201,710,000円

第5 連結財務諸表に与える影響

1 総論

当委員会の調査によって判明した、本件不正行為により発生したVQグループへの水増し請求合計額 257 百万円（以下「本件水増し金額」という。）（会計上の損失額）の各期における発生額は、以下のとおりである。

単位：百万円

項目	122期 2022/3	123期 2023/3	124期 2024/3	125期 2024/9	累計
水増し請求額	22	115	87	33	257

なお、上記金額には各期において売上原価及び研究開発費（販管費）として計上された金額（累計 71 百万円）が含まれていることから、当該金額控除後の各期における金額が連結財務諸表への影響額となり、本件不正行為がVQの連結財務諸表の損益及び純資産に与える影響総額は、以下のとおりである。

単位：百万円

科目	122期 2022/3	123期 2023/3	124期 2024/3	125期 2024/9	累計
売上高	-	-	-	-	-
売上総利益	-	22	14	12	47
営業利益	-	22	20	30	71
経常利益	△ 22	△ 93	△ 68	△ 3	△ 185
税金等調整前当期純利益	△ 22	△ 93	△ 68	△ 3	△ 185
純資産	△ 22	△ 115	△ 183	△ 185	

2 本件不正行為に関する修正仕訳及び影響額

本件水増し金額に関して下記仕訳による修正が必要である。2024年9月末時点において、本件水増し金額は、累計で売上原価として47百万円、研究開発費（販管費）として24百万円が費用処理されるとともに、棚卸資産に162百万円が含まれていると試算された。これらの金額は、VQ不正関与者に求償されるべき金額であり、本調査報告書では、各科目に含まれる水増し金額を取り消し、求償権に振替える下記修正を行うこととした。

（本不正行為に関する修正仕訳：累計額）

単位：百万円

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
求償権	257	棚卸資産	162

		売上原価	47
		販管費	24
		仮払消費税	24

また、VQ 不正関与者に対する求償権に関して、本件水増し金額の発生時点、すなわち求償権の発生時点では回収可能性を見積もることができないと認められ、保守的見地から、下記のとおり求償権発生の都度、債権全額について貸倒引当金を計上することとした。

(求償権評価に関する修正仕訳：累計額)

単位：百万円

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
貸倒引当金繰入額	257	貸倒引当金	257

第6 発生原因の分析

1 背景事情

(1) 部下の絶対的な服従をもたらす権威主義的リーダーの暴走

W氏は、高機能シール事業のリーダーとして業績拡大の原動力となるだけでなく、VQが有する知的財産の発明において重要な役割を担うなど高機能シール事業の属する業界で知名度が高く、自他ともに認める業界の有力者としての地位を確立していた。こうしたW氏の卓越した評価はW氏の権限を超えた絶対化を生み、高機能シール本部内でW氏の意見が絶対視される風潮を生んだ。

W氏の絶対化の風潮は、やがては、W氏の自尊心を肥大させ、全能感を生じさせることになる。W氏は、その全能感の赴くまま、本件不正行為をあたかも仲間との「ゲーム」に興じるかのように実行していた。そのため、本調査の中でW氏が明らかにした本件不正行為の動機は単純な金銭の不法領得目的と評価しがたく、複雑かつ特異な内容となっている。全般的に、W氏の金銭への執着は強いとは言えず、不法領得した金銭も相当程度費消されずに残されていた。一方で、本件不正行為の様々な手口を語る際、仲間たちと共にビジネススキームを作り上げることに楽しさを見出していた旨のW氏の供述も存在している。

こうした特異な個性を有するW氏が高機能シール本部の絶対的なリーダーであったことが、本件不正行為に大きな影響を与えたことは否めない。

(2) 固定的な人事、それに起因する組織風土

W氏が絶対的権威を有するに至った背景には、高機能シール本部における人事の固定化傾向が存在している。W氏は2016年から、高機能シール本部の担当役員として8年以上従事していた。この間、2016年から2020年までは、W氏を牽制すべき副本部長の配置が行われなかった。さらに副本部長配置後においても副本部長のローテーションが行われず、結果的に、W氏一人に権力が集中する状況が生まれた。この結果、W氏は社内で特別視される存在となり、越権行為が見過ごされやすくなった。また、取引先との癒着が進むリスクが高まり、引き継ぎが行われなため不正が発覚しにくい環境が形成される要因となった。

また、「絶対君主」と化したW氏は、高機能シール本部の組織風土に不正を助長する悪しき影響を生じさせている可能性がある。本調査の中で実施された役職員アンケートにおいて「属人的組織風土」¹を測定したところ、全般的には不正発生の危険度が低

¹ 岡本浩一・鎌田晶子『属人思考の心理学』10頁（新曜社、2006年）属人的組織風土とは、問題を把握

いと評価される結果になっていたにもかかわらず、W氏に近い部門においてのみ不正発生の危険度が高い組織風土と評価される結果が生じている。

(3) 内部通報制度の状況

本調査は外部からの通報が端緒となって開始しており、本件不正行為の発覚過程で、内部通報制度は利用されなかった。しかしながら、本調査においてVQグループの内部通報制度の有効性を検証したところ、重大な欠陥があるとまで評価することはできなかった。

本調査手続の一環として実施した役職員アンケートにおいて、消費者庁が実施、公表したアンケート調査²（以下「消費者庁アンケート」という。）で示された同規模（従業員数1000人以上）企業の平均値を上回る認知度を示しており、制度周知に関して問題が生じている訳ではない。さらに、内部通報制度の利用意思においても消費者庁アンケートの同規模企業平均値を上回る結果となっている。以上からVQグループの内部通報制度は、少なくとも同規模企業平均との比較において、十分に社員に認知され、信頼性が高い制度としてVQグループ内で受容されているものと考えられる。

ただし、VQの内部通報制度において改善すべき点が存在しない訳ではない。役職員アンケートにおいて、本件不正行為に関連する兆候、疑義を認識していたことを申告した回答者が内部通報制度を利用しなかった理由として、「真偽が不明、確証が得られなかったため」との回答が散見され、利用者が情報の信憑性の程度によっては通報をためらう傾向にあったことも窺える。

2 発生原因

(1) 高機能シール本部における内部統制の無効化

本件は、地政学リスクに基づく材料不足と価格の乱高下という特殊な外部環境が生じた際、部下に対して絶対的な服従を強いる権威主義的リーダーであるW氏が首謀し、取引業者と共謀して実行された事案である。W氏は、調達取引の承認権者であるX氏らに代金水増しを指示し、不正取引を承認させて、承認者によるダブルチェックで担保される高機能シール本部における予防的統制を無効化した。

し、解決するにあたって、「事柄」についての認知処理の比重が軽く、「人」についての認知処理の比重が重い組織風土を意味し、組織内不正の温床となることが指摘されている。

² 2024年2月29日 消費者庁「内部通報制度に関する意識調査 - 就労者1万人アンケート調査の結果 - <全体版>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/research/assets/research_240229_0002.pdf

さらに、取引業者がW氏の指示を受け共謀し、水増し後の単価で作成された見積書を正当な書類としてVQグループ購買担当者に送付したため、相互牽制による予防的統制も無効化された。

以上から、高機能シール本部のリーダーたるW氏の主体的関与、いわゆるマネジメント・オーバーライドと取引業者の共謀により、高機能シール本部内で構築された予防的統制を無効されたことが、本件不正行為の主要な発生原因であると認められる。

(2) コンプライアンス意識の不足、欠如

本件不正行為を発案するなど、VQ不正関与者の中でも主導的な役割を果たしていたのはW氏である。W氏は、自らの人脈や能力によって高機能シール本部の事業を成長・拡大させてきたという自負とともに、VQ不正関与者や本件不正行為に関与した取引業者の一部は、半導体の原料が供給難にあった厳しい状況と一緒に乗り越えた同志であるという仲間意識を強く有していた。このようなW氏の認識が、取引業者からキックバックを得て仲間に分配するという本件不正行為の要因の一つになると共に、違法行為の実行という規範を乗り越える際の正当化理由になっていた。このような誤った正当化理由を有するに至ったこと自体が、W氏にコンプライアンス意識が全く欠如していたことの証左であるといえる。

また、高機能シール本部においては、W氏が絶対的な存在として君臨していたため、コンプライアンスの遵守よりも、W氏の指示が最優先事項とされていた。もっとも、このような環境下にあったとしても、W氏以外のVQ不正関与者においては、本件不正行為を認識しながらこれを抑止することなく、かえって自らこれに加担した者もいることからすれば、やはり、コンプライアンスに対する意識が不足していたといわざるを得ない。

以上のとおり、本件不正行為の根本的な発生原因として、VQ不正関与者において、コンプライアンス意識が不足・欠如していたことが挙げられる。

(3) 高機能シール本部の仕入先となる取引業者との不適切な関係構築

本件不正行為においては、VQ不正関与者が、高機能シール本部の仕入先となる取引業者をして水増し請求をさせたり、VQグループが取引業者に支払った代金の一部を架空取引によって他の事業者に移転させた上で、これをVQ不正関与者に分配するなどしており、仕入先となる取引業者の積極的な協力なしにこれらを実行することはできなかった。

取引業者に対するヒアリングによれば、仕入先となる取引業者がこのような協力に応じた動機としては、本件不正行為に協力することでVQ不正関与者（特にW氏）との

関係性を強化し、VQグループとの正規の取引を増加・安定させたり、W氏から新規の取引先の紹介を受けることができるといった期待があった。

このように、本件不正行為に協力した取引業者としては、VQグループとの取引関係を維持するには、VQ不正関与者の要請を断ることができなかったという状況が窺えるものの、水増し請求やキックバックによって自社の取引関係を安定させるという発想自体が誤っているといわざるを得ない。また、VQとしても取引業者に対して、そのような要請があった場合には、当該要請を断ることが当然であることや、積極的な外部通報制度の利用を周知するといった環境づくりを行うべきであったが、これが不十分であった。

上記のとおり、本件不正行為の発生原因として、本件不正行為に協力した取引業者のコンプライアンス意識・知識が不足・欠如していたことや、VQとしても、不正行為によって取引関係を維持できると取引業者に思わせてしまう環境を構築してしまったことが挙げられる。

第7 再発防止策の提言

1 高機能シール本部における内部統制無効化への対応（発見的統制の強化）

J-SOXの導入以降日本の上場企業に導入された内部統制は、相互牽制、ダブルチェックを基本とする予防的統制を中心に構築されてきた。予防的統制は、不正の事前抑制の観点から重要な機能を担っているが、マネジメント・オーバーライド、共謀、証憑偽造などにより無効化される脆弱性の存在や、完全な不正抑制を志向する場合費用対効果が急激に悪化するなどの問題も有している³。

こうした状況を背景に、本件の根本原因である高機能シール本部の内部統制の無効化への対応をいかにすべきかが問題となる⁴。内部統制の無効化が予防的統制に内在する脆弱性である以上、本件への対応として更なる予防的統制の強化を進めることに合理性は認められない。

内部統制の無効化に対処する方策として、近時注目されている手法に発見的統制がある。発見的統制は、発生した不正を事後的に、ただし、可能な限り早期に発見することを目的とする統制手段である。人事ローテーション、強制長期休暇制度、反面調査、内部・外部通報制度、データ分析による異常検知など様々な手法が存在しているが、これまで、

³ 特に、近時は、不正発生の都度、強化される予防的統制の過剰化傾向に対する疑義が広まりつつある。いわゆる「コンプラ疲れ」という風潮がその代表例といえる。

⁴ 2023年4月7日に企業会計審議会より「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」が公表され、経営者による内部統制の無効化への対策に係る具体例が記載された。

日本企業で積極的に活用されてきたとは言えない状況にあった⁵。

しかしながら、本件において、例えば、取引業者に対する反面調査が実施されていれば、早期に本件不正行為を発見できた可能性は高い。こうした点を踏まえると、本件の再発防止策として、発見的統制の強化が有効であると考えられる。

なお、新たな取り組みとして発見的統制の導入・定着を図る際には、相当程度の初期コストや時間を要することになるため、まずは、「不正をゼロにしなければならない」とする予防的思考から、「不正をゼロにはできないが、早期発見は可能である」とする発見的思考への発想転換を行った上で、目前の小さな課題をひとつひとつ解決しながら目的達成を図るピースミールエンジニアリング⁶的取り組みとして推進することが望ましい。

2 コンプライアンス意識の強化

VQ においては、従業員向けのコンプライアンス研修に加え、管理職に対しては別途のコンプライアンス研修を実施していたものの、結果的に、本件不正行為を抑止するに足りるコンプライアンス意識を醸成するには不十分なものであったといわざるを得ない。

これまで VQ で実施してきたコンプライアンス研修においては、当然ではあるものの、W 氏のような絶対的な上級管理職の存在を前提として、その暴走を抑止するためにはどうすればよいかといった観点からの研修はされていなかった。そこで、W 氏のような絶対的な存在が生じること自体を抑止するとともに、権威主義的なリーダーからの指示をコンプライアンスの遵守よりも優先させることもやむを得ないというような誤った認識が生じないようにするために、今後においては、コンプライアンス研修の内容を見直し、本件のような場合を含む具体的な不正事例をモデルケースとした研修を実施し、真に実効性のあるコンプライアンス研修（特に管理職向けのコンプライアンス研修）を実施することで、本件不正行為の類似事案の再発防止や不正行為の早期発見に必要なコンプライアンス意識を醸成していくことが考えられる。

3 内部通報制度の信頼性・安全性の向上と周知

前記 6 の 1(3)のとおり、VQ グループの内部通報制度に重大な欠陥が認められた訳ではない。しかしながら、多くの不正行為について、その発見の端緒が内部通報制度であること、本件において内部通報制度が十分に利用されなかったことなどの背景事情を踏まえ、本件の再発防止策として、内部通報制度の更なる信頼性と安全性を高めるための取り組みを継続することが考えられる。

⁵ 発見的統制の統制目的には、前提的に不正発生を許容する側面があり、「潔癖な」日本企業にとっては、そうした「穢れ」の許容が感覚的に馴染まず、その意義や役割が十分に理解されてこなかった可能性がある。

⁶ カール・R・ボパー『歴史主義の貧困』（中央公論新社、1961年）

内部通報制度の有効性向上については、唯一の答えがある訳ではない。試行錯誤を繰り返しながら改善のための不断の見直しを行うべき課題と言える。相談受付後の業務フローの開示、リエンシー制度の導入など他社における取り組み事例なども参考に対応策を検討することが望まれる。

4 高機能シール本部の仕入先となる取引業者の管理・モニタリングの強化

VQ は、既に取引業者向けの通報窓口を開設しているが、高機能シール本部の仕入先となる取引業者に対して、その存在を周知徹底するなどして取引業者が相談しやすい環境を構築することが考えられる。また、VQ グループへの依存度が高い高機能シール本部の仕入先となる取引業者を中心に定期的なアンケート等を実施し、その結果を踏まえての反面調査や、取引量が大幅に増減した取引業者の財務チェックの実施等により、取引業者との間で不適切な関係が構築された場合にこれを早期に検知できるような体制を構築することが考えられる。

以上

【別紙省略】